



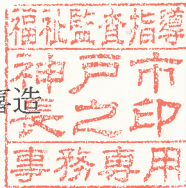
神福監第3278号

令和7年2月28日

合同会社AKASHI

代表社員 田中 嘉明 様

神戸市長 久元 喜造



神戸市地域生活支援事業所の認定について(通知)  
(移動支援(個別支援型)事業)

神戸市移動支援事業実施要綱第16条の規定により、地域生活支援事業者(移動支援(個別支援型)事業)として、下記のとおり認定します。

記

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 1 事業所名        | ナイスケア                 |
| 2 事業所番号       | 2860511282            |
| 3 サービス種別      | 移動支援(個別支援型)<br>(特定なし) |
| 4 認定年月日       | 令和7年3月1日              |
| 5 認定の有効期間の満了日 | 令和13年2月28日            |

<留意事項>

- (1) 神戸市移動支援事業実施要綱(平成18年神戸市保健福祉局長決定)を遵守すること。
- (2) 有効期間の満了の日までに、神戸市長に対し認定の更新手続きをしないときは、当該期間の経過によって、その効力を失います。
- (3) 上記の事業所番号は、神戸市の地域生活支援事業としての認定番号であるため、他市町村の事業には効力が及びません。
- (4) 事業を廃止又は休止する時は1か月前までに、再開する時は再開の日から10日以内に神戸市長に届け出ること。
- (5) 次のいずれかの事項に変更があったときは、10日以内に神戸市長に届け出ること。
  - ア 事業所の名称及び所在地
  - イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
  - ウ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿謄本または条例等(当該認定に係る事業に関するものに限る)
  - エ 事業所の平面図
  - オ 管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
  - カ 運営規程(営業日及び営業時間、通常の事業の実施地域、主たる対象者など)
  - キ 請求に関する事項(料金表など)
- (6) 正当な理由なく、神戸市移動支援(個別支援型)の提供を拒んではならないこと。
- (7) 運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- (8) 移動支援事業者ごとに経理を区分するとともに、移動支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。

担当：神戸市福祉局監査指導部指定担当  
電話番号 322-6771